| | | # c | | | | | | | | | | | | |
|------|---------------|--|--|-----|-------------------------------------|---|--------------------------|--|----------------------|---------------------------------------|----|---|--|---|
| + + | 百 | 構 成 施 策 ────── | ず 未 | | | | 標 達 成 | T T | _ _ | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | | ⇔ / ± | 三田 日石 | 为在薛本老台州 |
| 大中柱柱 | | 新規 施 策 名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| 1 発 | をの防止 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | ギャンフ | ブル等依存症に関する正しい知 | 識・理解の普及啓発 | | | | | | | | | | | |
| | ア <u>広く</u> ! | 県民に対する正しい知識の普及 | と理解の促進 | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 依存症に関する普及啓発 | ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口などについて、広く県民に理解していただけるよう、普及啓発に取り組みます。また、県ホームページにギャンブル等依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組を進めます。さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネット広告や動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。 | 0 | 精神保健福祉センターや保健所 等の相談窓口の 認知度の増加 | 60% | 24.7% | 31.6% | 35.5% | 64% | С | 県ホームページ及び県作成動画において、行政相談窓口やかながわ依存症ポータルサイトについて案内している。 啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube) や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。 | 年々徐々に増加傾向にあるが、広く県民が理解できているとはまだ言い難い。今後も動画や | 行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。 |
| | 2 | ギャンブル等依存症問 題啓発週間の取組 | 国が定める「ギャンブル等依存症問題啓発週間 (毎年5月14日から20日)」において、市町村や 依存症相談拠点・治療拠点機関、事業者等関 係機関と連携し、広くギャンブル等依存症問題 に関する関心と理解を深めるための広報活動を 行います。 | | 【自己評価の理由 啓発週間中、複数 たため。 | | 、男女問わず幅 | 広い世代に向けが | た広報ができ | たと判断し | Α | 【広告実施】 〇放映動画: 「ちょっとした息抜きのつもりが…(ギャンブル編)」 ①車内広告 ②Web広告 ③デジタルサイネージ | 啓発週間において公共交通広告及びインター ネット広告を実施するほか、依存症治療拠点病 院の神奈川県精神医療センター及び北里大学 病院と連携し、広く啓発活動を行っていく必要 がある。 | 行政機関や依存症治療拠点機関等と連携し、 県民がギャンブル等依存症について理解して いただけるよう、様々な媒体を用いて引き続き 普及啓発に取り組む。 |
| | 3 | インターネットを利用した 新規 ギャンブル等に関する啓 発 | オンラインカジノやブックメーカー等の違法性の 高いギャンブルなど、近年のインターネットを利 用したギャンブル等について、危険性などの啓 発に取り組みます。 | | 【自己評価の理由 関係機関と連携はついて、幅広く県 | の上、オンラインカ | | びギャンブル等係 | 衣存症に関す | る相談先に | В | 〇ギャンブル等依存症に関するポスター作成 (オンラインカジノの啓発) 部数:500部 配布先:市町村、保福等、ギャンブル等協議会 委員所属、庁内関係課 | 教育機関等、特に若年層に対する啓発が必 要。 | 令和6年度に作成したポスターの追加配布を行うほか、ホームページ等での啓発を実施予定。 |
| | 4 | 依存症公開講座等による理解の促進 | ギャンブル等依存症についての正しい知識を学び、理解を深めることを目的として、依存症相談拠点機関及び治療拠点機関において、公開講座を実施します。 | | 累計参加者数 | 累計270人 (令和6~8年度) | 144人 (令和3,4年度) | 80人 | 90人 | 89% | В | 依存症公開講座 参加者:80名 | 会場の確保や運営の人員確保で困難な場合があ る。 | 依存症総合対策の一環として開催方法やテーマを 検討していく。 |
| | 5 | 職域における普及啓発の推進 | 市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。 | | はギャンブル依存 も、従業員、経営 | 自】 育のテーマは、受 存症と関係のない 者に対する健康 込んでいたため、 | 内容について希 教育回数や参加 | 研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機関の要望に沿い決定するため、毎年度、ギャンブル等依存症に関係するテーマが採用されるとは限らない。 | ギャンブル等依存症関係も含めた健康情報を | | | | | |
| | 6 | 地域の支援者向けの普及啓発の推進 | ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に 関わる機会がある民生委員・児童委員・保護司 等の地域の支援者に対して、ギャンブル等依存 症に関する相談窓口等の周知を図ります。 | | | 員活動の手引きに 員活動の中で支持 | | | | | A | 対象に、地域・職域連携推進関係の研修や健康教育を実施した。 ・他にも、職域イベント等の機会を活用した健康情報の提供等も行った。 令和4年度版民生委員児童委員活動の手引きを積極的に活用していただき、依存症対策に関する相談窓口について周知した。 (同手引きは3年に1度作成し民生委員児童委員へ提供している) | | 令和7年度版民生委員児童委員活動の手引き を作成し、依存症対策に関する相談窓口等に ついて周知を行う。 |
| | 7 | かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供 | ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。 | | アクセスの増加 | 6,000件 (月平均) | 4,077件 (令和4年度 月平均) | 5371件/月 | 6000件/月 | 90% | В | 6年度の月別アクセス数 【4月】5,343件【5月】6,120件【6月】5,474件【7 | 令和元年度から6年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるよう取り組む必要がある。 | 引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、7年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。 |

(参考資料1)【令和6年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」の構成施策事業の進行管理台帳(R6〜R8)

| | | 構成施策 | 事業 | | | 目 | 標 達 5 | 战 状 況 | | | | | | |
|-------------|-------|----------------------------------|--|-----|--|--|-------------------------------|--------------------|---------------------|----------------|----|---|---|---|
| 大 中 項 柱 柱 目 | No. 新 | 規 施 策 名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| 1 | 特に若年 | ョー 層を対象とした発症の防止 | | | | | | <u>'</u> | • | | | | | |
| | 8 | 県内の公立学校への啓 発 | 県内の公立学校を対象に、児童・生徒の発達段階に応じて、ギャンブル等依存症や、スマートフォン・ゲーム等にかかる適正利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。 | | 【自己評価の理 各学校の児童指 等、児童・生徒 【自己評価の理 | 導担当教員及び 指導における諸 | 生徒指導担当書課題について | 教員に対して、 協議を行い、理 | スマートフォ!解を深めたた | ン等の活用め。 | Α | 【小学校児童指導教員連絡協議会】 開催日:令和6年6月12日(水) 送付対象:県内の全市町村立小学校 参加者数:365名(県内市町村立小学校児童指 導担当教員、教育相談コーディネーター等) 【中学校生徒指導教員連絡協議会】 開催日:令和6年7月8日(月) 送付対象:県内の全市町村立中学校 参加者数:180名(県内市町村立中学校生徒指 導担当教員) | 今後も、児童・生徒指導に関する今日的課題の情報共有と、その課題に対してどのように指導を行うか協議を重ねる必要がある。 | 引き続き、児童・生徒指導担当教員連絡協議会を開催し、スマートフォンやゲーム等にかかわる適正利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいく。 |
| | 9 | 正しい知識の理解の促進に向けた研修の実施 | 県立の高等学校においては、令和4(2022)年度 から年次進行で実施されている学習指導要領を 踏まえ、教員に対しギャンブル等依存症の内容 を含む研修を実施します。 また、県内の公立小・中学校においても、市町 村教育委員会と連携し、ギャンブル等依存症の | | 各学校の児童指 等、児童・生徒 | 導担当教員及び 指導における諸 | | | | | A | 【小学校児童指導教員連絡協議会】 開催日:令和6年6月12日(水) 送付対象:県内の全市町村立小学校 参加者数:365名(県内市町村立小学校児童指導担当教員、教育相談コーディネーター等) 【中学校生徒指導教員連絡協議会】 開催日:令和6年7月8日(月) 送付対象:県内の全市町村立中学校 参加者数:180名(県内市町村立中学校生徒指導担当教員) | 【子ども教育支援課】 今後も、児童・生徒指導に関する今日的課題の | |
| | | | 内容を含む研修を実施します。 | | 【自己評価の理6 県立高等学校の | 自】 教員に対しギャン | ブル等依存症の | の内容を含む研 | 修を実施したた | め。 | A | 県立高等学校の教員に対しギャンブル等依存 症の内容を含む研修を実施した。 | 【保健体育課】 ・引き続き喫煙・飲酒・薬物乱用防止について研修を実施していく必要がある。がん・疾病対策課と連携して、講義の実施に加え、資料提供をしていく。 | 【保健体育課】 ・ギャンブル等依存症を含む内容の研修を実施。 ・研修はオンデマンド開催を検討する。 |
| | 10 | 高校学習用教材「健康・ 未病学習教材」の作成・ 提供 | 高校生向けの未病の学習教材「健康・未病学習 教材」に、依存症について記載し、普及啓発に 取り組みます。 | 0 | 教材配布校数 | 137校/年 | 137校/年 | 136校/年 | 136校/年 | 100% | A | 第四版を発行し、県内高等学校に周知を行った。 | 教員に対して毎年活用状況のアンケートを実施しているが、年々活用人数の減少がみられている。 | ウェブページを作成、授業でも使いやすくなったため引き続き周知を行う。第五版発行に向けて、全庁照会し時点修正を実施(発行は令和8年度を予定)。教材の活用拡大に向け、多様な場面での活用例を例示し、活用を促していく。 |
| | 11 | 私立高校・専修学校へ の啓発 | 私立高校や専修学校を対象に、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、依存症治療拠点機関などで行う研修、講座情報の周知を進めます。 | | 【自己評価の理由・国や県からの事存症対策の強化 | 務連絡や通知を | | 立学校に周知す | ることで、ギャン | グブル等依 | Α | ・文部科学省事務連絡「ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知等及びオンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について」を、各私立専修学校(専門課程)に周知した。 ・文部科学省事務連絡「オンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について」を各私立小、中、高等、中等教育、特別支援、専修、各種学校に周知した。 ・神奈川県精神保健福祉センター所長通知「令和6年度 依存症家族講座の周知について」を、各私立幼稚園、小、中、高等、中等教育、 | ・各学校での活用方法等については把握ができていない。 | ・引き続き周知啓発に取り組む |
| | 12 | 大学生、新社会人等に 向けた正しい知識の普 及 | 依存症に関する動画やリーフレットを作成するとともに、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用し、ギャンブル等依存症の正しい知識について普及啓発に取り組みます。 また、大学・専修学校等に働きかけ、学生を対象としたセミナーの開催等による啓発等を行います。 | | | 日】 活用した電車内広 いて啓発ができ <i>†</i> | | | ■成したポスター | -の配布によ | В | (5月13~20日) ・インターネット広告、電車内広告にてギャンブル等依存症に関する広報用動画を配信(12月) ・オンラインカジノの違法性とギャンブル等依存症の相談先を周知するポスターを配布 | | 取組の継続と、新規コンテンツの作成、また効 果検証に重点を置いて実施していく。 |
| | 13 | ネット依存等に関する正 しい知識の普及 | 青少年や保護者に対して、青少年が安心してインターネットを利用できる環境づくりの一環として、フィルタリング利用の徹底を普及啓発する中で、インターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性についても触れていきます。 | | 例等啓発チラシャリーフレットの配加えて、企業とチラシの配布を新 | 中学校を通じて、 や、新中学1年生の 作を実施した。 連携し、県内小学 | の保護者向け青 3年生から中学 V年や保護者に | 少年のスマート 3年生を対象と | フォン利用に関 した、スマホデb | ゴュー検定 | A | リーフレット(新中学一年生の保護者向け) 100,000部 ③県内の小学3年生から中学3年生へ配布 企業と連携したスマホデビュー検定チラシ | 特になし | チラシ・リーフレットの内容の見直しや充実化を 図りつつ、引き続き県内小中学校や県ホーム ページを通じて効果的な普及啓発を図ってい く。 |
| | 14 | 「かながわ未病改善ナビサイト」による情報提供 | 「かながわ未病改善ナビサイト」で、ギャンブル等依存症や、ネット・ゲーム・スマホ依存を防ぐための情報を提供します。 | 0 | 未病改善ナビサ イトのアクセス数 | 36~38万件/年 | 161万件/年 | 79万件/年 | 37万件/年 | 214% | A | | 「こころの未病」はギャンブル依存にとどまらないため、ページタイトルを明確に「ギャンブル等依存症について」に変更する必要があり、令和7年度中に対応予定。 | 継続して掲載 |
| | 15 | | 小学校や中学校を対象とした様々な出前講座 の機会にインターネットの長時間利用やゲーム 課金の危険性について周知するなど、依存症に 対する正しい理解に向けた普及啓発に取り組み ます。 | | 【自己評価の理由 出前講座の依頼 間利用やゲーム | 頭があった県内中 | | | | やットの長時 | В | 【出前講座実施状況】 ①2024年4月15日 横浜市立新井中学校 参加者200人 ②2024年4月16日 横浜市立みたけ台中学校 参加者286人 ③2024年10月10日 横浜市立軽井沢中学校 参加者30人 | コロナ禍により縮小した出前講座の実施回数を 復元させる | 企業との連携、グループワークを取り入れる等、出前講座の内容を充実させることや、実施結果を県HPに公開することで、講座回数の復元を図る。 |

| | | 構成施策 | 事業 | | | 目 | 標 達 成 | 比 状 況 | | | | | | |
|------------|---------|---|---|-----|---|---|-----------------|----------------|-----------|----------------|----|---|--|--|
| 項目 | No. 新規 | 施策名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| ウ | 関係機関との | 連携体制の強化 | | | | | | | | | | | | |
| | 16 | 関係機関と連携した普及 啓発の取組 | ギャンブル等依存症問題啓発週間等における 市町村や事業者等関係機関と連携した普及啓 発の取組について検討し、取組を進めます。 | | | 】 は、県ギャンブルだたと判断したため。 | | な立場からの意 | 見をいただき、よ | り効果的 | Α | ・ゲーム依存症、アルコール依存症、ギャンプル等依存症のアニメーション動画について、シンターネット、SNS、交通広告等を活用した普啓発事業を行った。 ・内閣官房作成のポスターについて、市町村の送付し周知を依頼した。 ・県ギャンブル等依存症対策推進協議会の協力を得てポスターを作成した。 | イ 及 多くの方が依存症について、正しく知り、早期に 適切な支援につながっていただくため、さらなる 周知、情報提供の取組が必要。 | |
| | 17 | | アルコールや薬物依存症に係る研修、講演会、 | | 【自己評価の理由 研修の中で当所 <i>0</i> | 】)相談窓口や計画 | している依存症 | 定研修を案内した | 0 | | В | 薬物相談業務研修 8月15日開催 参加者:70名 | 引続き研修や講座等にて、正しい知識の普及 啓発が必要である。 | 薬物やアルコール依存症の研修でもギャンブル 依存症含む依存症全般の内容を伝えていく。 |
| | 17 | ケーナー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー | 家族講座等の取組と連携し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。 | | 【自己評価の理由 薬務課から精神(談業務研修」を開 | 健福祉センターに | こ再配当し、精 | 神保健福祉センク | ス一が「令和6年」 | 度薬物相 | Α | 精神保健福祉センター開催の「令和6年原 薬物相談業務研修」 | 度 依存症に対する知識の普及啓発のため、講習 会等で情報提供を続けていく必要がある。 | 引き続き、精神保健福祉センターへ再配当 う |
| | ころの健康づく | り メンタルヘルス対策の | +#= >#= | | | | | | | | | | | |
| <i>,</i> – | 戦场においる | | # 注注 | | | | | T T | | T | | 事業主自らが職場におけるメンタルヘルス | 2 | |
| | 18 | メンタルヘルス講演会の | 事業主目らが戦場におけるメンダルベルス対策 を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会 を開催します。 | | 講演会の開催回 数 | 1回/年 | 1回/年 | 1回 | 1回/年 | 100% | A | 対策を推進することの意義について理解を 深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催した。 | £ +±1-+>1 | 引き続き、事業主自らが職場におけるメン ヘルス対策を推進することの意義について 解を深めるため、講演会を開催する。 |
| | 19 | 職場のハラスメント対策 | 職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行いませ | | 中小企業労働改 善訪問の訪問数 | 370件/年 (前年度の相談状 況等を加味し毎 年度目標を設定) | 396件 (令和4年度) | 370件 | 370件/年 | 100% | Α | 職場におけるハラスメント対策として、1月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター員による中小企業訪問等においてハラスカント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。 | 戦 労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者 メ に提供し、普及啓発を行っていく。 | 引き続き、かながわ労働センター職員によ 小企業訪問等においてハラスメント対策や レスチェックの実施等に関する普及啓発を していく。 |
| | | | 9 ° | | | i I | | 1 | | | | | | 1 |
| _ | 20 | | 保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域 の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理 担当者や健康管理センターの担当者を対象にし た研修会を実施します。 | | 【自己評価の理由 保健福祉事務所等 <mark>令和6年度は県域</mark> | - 手で開催されている | る研修会の状況 | 兄集約を行った。 | | | Α | 保健福祉事務所等で開催されている 研修会の状況集約を行った。 令和6年度は県域で17回実施。 | 県域においては、各保健福祉事務所・センター等が 地域のニーズに沿って実施しているので、役割分担 が必要である。 | 引続き保健福祉事務所等で開催されている研の状況集約を行ない、情報提供していく。 ゲートキーパー養成研修等、他の事業と連携 対応も進めていく。 |

| | | 構成施策 | 事 業 | | | 目 | 標達原 | 龙 状 況 | | | | | | |
|---------|--------|---------------------|--|-----|--|---|---------------|----------------------|--------------------|----------------|----|--|--|---|
| 大中項柱 柱目 | | 施策名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | | 課題 | 次年度の方向性 |
| 1 | 地域における | こころの健康づくりの丼 | 推進 | · | | | | | | | | | | |
| | 22 | こころの電話相談 | 精神保健福祉センターにおいて、県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。 | | 【自己評価の理由 ギャンブルを含め 事業委託の形態の 談回線を設置した | 、様々なこころの とした。接続の改 | | | | | В | こころの電話相談件数 63,893件 | 相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。 | 継続して回線拡充と専用相談回線を設置していく。 |
| | 23 | 精神保健福祉普及相談 事業 | 保健福祉事務所・センター、市保健所において、 こころの健康について悩みがある方の電話や来 所による相談支援や、訪問支援等に取り組みま す。 | | 【自己評価の理由 ギャンブルを含め 事業委託の形態の 談回線を設置した | 、様々なこころのとした。接続の改 | 相談を受けとめ | っているが、より 充と緊急を要す。 | 多くの相談を受 る相談に対応す | けるため、「る専用相 | В | こころの電話相談件数 63,893件 | 相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。 | 継続して回線拡充と専用相談回線を設置していく。 |
| | 24 | いのちのほっとライン@ かながわ | 若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。 | | 【自己評価の理由 相談時間を延長し り相談件数、相談 | 、相談前にチャッ | | 内確な相談窓口 | への案内を行っ | ったことによ | A | 相談対応件数 11,987件 相談対応率 88.7% | 昨年度に比べてアクセス件数が減少しており、 積極的な広報が必要。 | 現状の相談体制を維持し、周知カードの配布 等を通して積極的に相談窓口の普及啓発に努 める。 |
| | 25 新規 | | X(旧Twitter) 上の投稿・検索結果において、自 殺願望等につながる表現が確認された場合、広 告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組を行 うとともに、他のメディアにおける同様の取組に ついても検討していきます。 | | 広告のクリック数 | 45,000回/年 (かながわ自殺 対策計画と同値 を設定) | | 96430回/年 | 45000回/年 | 214% | Α | 広告表示回数 40,813,350回/年 クリック数 96,430回/年 | 広告表示回数が減少傾向にある。広告単価の 上昇が主な要因だが広告表示数を上昇させる 必要がある。 | |
| | 26 | 女性電話相談支援センター | 経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るう えで起こる様々な問題を抱える女性からの相談 を受けています。 | | 【自己評価の理由 ギャンブルを主訴 整っているため。 | - - | いったが、相談が | があれば助言や | 情報提供を行う | 5体制は | В | 相談件数:1,707件 人間関係、医療問題など様々な問題を抱える 女性からの相談を受けた。ギャンブルに関する 相談は無かった。 | 生活困窮や家庭内暴力の背景に、ギャンブルがあるのかもしれないが、相談者からギャンブルに関する相談が無ければ、専門機関に繋ぐことが難しい。 | |
| | 27 | | 毎週火曜日、木曜日、土曜日の14時から21時に相談できるLINE相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。 | | 【自己評価の理由 いつでも気軽に相 | | | | か、ひとり親家原 | 室を対象に、 | В | 市等が対応していない平日夜間、土曜日に相談を受け、市等の具体の支援につなぐ取組を実施した。 相談受付件数:1,068件 | 引き続き、相談対応の質の向上に努める必要がある。 | 引き続き、周知・広報を行い、登録者数を増やすと ともに、相談対応の向上に努める。 |

| | | | 構成施策 | 事業 | | | E | 標達 | 成 状 況 | | | | | | |
|------|---|--------|---------------------------------|--|-----|------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------|----|--|---|--|
| 大中柱柱 | | No. 新規 | 施策名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| | ゥ | 学校における | こころの健康づくりの丼 | 推進 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 【自己評価の理 すべての県立 勤務したことで | 里由】 高等学校・中等教育 、不登校の未然防』 | 育学校(136校)に 止や生徒の心の | こ配置し、週に1億 0問題に対して迁 | ョスクールカウン l速かつ的確に対 | セラーが I応できた。 | A | ・スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置し、26,080件の相談に対応した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言等を行った。 | 周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱 | 困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールカウンセラーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。 |
| | | 28 | スクールカウンセラー配 置活用事業 | 不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの課題に関して専門的知識を有する公認心理師、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして県内の政令市を除く全ての公立中学校へ週1日配置(重点配置校は週2日)しており、令和5年度から全ての県立高等学校及び中等教育学校に原則週1日配置するとともに、アドバイザーを各教育事務所に、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの助言・指導を行います。 | | | もサポートドック することができ、 | | | | | Α | 【子ども教育支援課】 〇いじめや不登校等の対応強化のため、公立 小・中学校(政令市を除く)への対応としてス クールカウンセラーを配置 ・スクールカウンセラー: すべての中学校(政 令市を除く)174校に配置するとともに、90校の 重点配置校に週2日配置 〇スクールカウンセラースーパーバイザーによ る講話(連絡協議会)や緊急支援時の対応を実 施 〇スクールカウンセラーアドバイザーを各教育 事務所及び横須賀市教育委員会に年208日配 置 ・県内小・中学校の相談件数70,688件 ・連絡協議会の開催:県1回、地区別各1回 | 今後も、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラー等として配置するとともに、教育相談支援体制の充実を図り、いじめや不登校等、児童・生徒のこころ | 【子ども教育支援課】 子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確 実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福 祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわサ ポートドック」を、引き続き推進していく。 |
| | | | | | | | 里由】 高等学校・中等教育 とことで、生徒の生活 | | | | | A | ・アドバイザーによる 経験3年未満のスクー・スクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、すべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置した。 | ・子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。 | 困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る |
| | | 29 | スクールソーシャルワーカー配置活用事業 | 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた 様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置しており、令和5年度から全ての県立高等学校及び中等教育学校に原則週1日配置するとともに、アドバイザーを各教育事務所に、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行います。 | | | もサポートドック することができ、 | | | • • • | | | 全点能量牧に過2日能量 ○スクールカウンセラースーパーバイザーによ 2 講託(連枚物議会) め図会 支援時の対応を集 | 大子とも教育又接録』 今後も、心の問題に関して専門的知識を有す | |
| | _ | 30 | 県立高等学校等へのス クールメンター配置活用 事業 | いじめ、不登校、自殺(自傷行為)等の問題に対応するため、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行 | | 身近な存在が | 里由】 及び中等教育学校 いることで、生徒が第 共有し生徒支援に繋 | 気軽に話せる環 | | | | A | ・県内小・中学校の相談件数70,688件 ・連絡協議会の開催:県1回、地区別各1回 ・アドバイザーによる、経験3年未満のスクールカウンセラーに対して 年2回の巡回相談室 困難を抱えている生徒を支援するため、スクールメンターの配置を必要とする県立高等学校23校、県立中等教育学校2校に配置し、相談や学習支援等に対応した。 | | 限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携した校 内支援体制の充実に努めていく。 |
| | | 31 | 教職員向け研修会への | 教職員向け研修会に対して、講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することのできる教職員の育成に取り組みます。 | 0 | 開催箇所 | 累計60か所 (令和6~8年度) | 17箇所 | 22箇所 | 20箇所 | 110% | Α | 学校等における教職員等を対象とする自殺対策に関する出前講座を実施し、こころの不調や適切な対応に関する知識等の普及啓発を図った【22回834人】 小学校 5回、中学校 5回、高等学校 11回、その他 1回 | 自殺対策に関する出前講座 【R1年度19回・R2年度13回・R3年度18回・R4年度 17回・R5年度14回・R6年度22回】 教職員向けのギャンブル等依存症に関する出前講座については特に実施できていない。 | 自殺対策に関する出前講座は継続 |
| | | | | 「いのちの授業」の取組に位置づけたり、保健 | | | 里由】 材であるスクールカ 等を行うことで、子ど | | | | し、プッ | A | スクールカウンセラーやスクールソーシャル ワーカーを全校に週1回配置し、自らSOSを出せない子どもも含め、支援する体制を構築した。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について相談窓口紹介カードの配付や1人1台端末 | 周囲から見えづらいことを踏まえ、困難の早期発見をするとともに、子どもが自らSOSを出せる環境を整える。 | 引き続きスクールカウンセラー等の外部人材を活用するとともに、「24 時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口の周知に努める。 |

| | | | 構 | 成力 | 施 策 | 事業 | | | 目 | 標 達 成 | 状 況 | | | | | | |
|------|-----|----|--------------|---------------|-----------|--|----------|----|----------------------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|----|---|---|--|
| 中頃柱目 | No. | 新規 | 施 | ,策 | 名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| | 32 | | SOSの 教育の‡ | 出し方に 推進 | 関する | 師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」「中高生SNS相談@かながわ」等の相談窓口について児童・生徒への周知を図ります。 | ij | | 員会と連携しな; の差が見られた; | | 出し方教育の | 啓発を実施し | てきたが、 | В | 【子ども教育支援課】 〇自殺予防にかかわる通知を長期休業明けの時期に県内全公立学校へ送付・SOSの出し方に関する教育の促進 〇「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について児童・生徒へ周知・年度当初、長期休業明けの通知等で相談窓口の存在について各学校等を通じて県内児童・生徒に広く周知 | 【子ども教育支援課】 小・中学校の児童・生徒に向け、直接的にギャンブル依存症の症状等に触れながら指導する機会はほとんどない。依存症全般の予防等に向け、引き続きここるの健康でといの推進のた | もSOSダイヤルの周知を通して、県内公立小・ |
| | 33 | | | 隽によるネ サポート | 高校生 事業 | 生徒の抱える多様な困難は、学校の教育機能だけでは対応が困難な事例が多く、生徒の支援については、様々な知識や技能を持つ地域の関係機関と連携することが必要です。本事業では、高等学校が地域の関係機関と連携し、生徒の安定した学校生活を支援するため、こころのサポートや自殺予防を講演会や研修、ケース会議などを通じて推進します。 | 孝 | | 】 講演会は自殺予 、生徒に対する講 | | | | | Α | | 児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を 受けている生徒や、学校不適応や精神疾患、 発達の課題がある生徒など、多岐に渡る課題 や困難を抱える子どもへの対応が求められて いる。 | 引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。 |

| | | | 構成施策 | 事業 | | | 目 | 標 達 成 | 大 状 況 | | | | | | |
|----------|---------|--------------|----------------------------|---|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|---------------------|----------------|-----------------|----------------|-------------------|--|---|---|
| 大中項柱 柱 目 | NIA |). 新規 | 施策名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| = | 二 心(| のサポータ | 一養成事業の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | 34 | 4 新規 | 心のサポーター養成研 修の実施 | 精神疾患への普及啓発の一環として、うつ病などの心の病気を学び、心の不調に悩む人のサポートをする「心のサポーター」を養成する、心のサポーター養成研修を引き続き実施します。 | 0 | 養成者数 | 19,800人 (令和6~8年度) | 1,209人 (令和3,4年度) | 1764人 | 6600人 | 27% | D | 4県市協調回 10回 708名 職域連携回 7回 291名 市町村主催回 14回 763名 その他 1回 2名 | 着実に養成者数を伸ばしてきているものの目標値6,600名には遠く及んでいない。 | 4県市協調体制を維持しつつさらなる事業展開のため、その穂kの市町村・団体等に共催・し。くいき連携を通して開催を促していく。 |
| (3) | ギャン | ブル等のる | └ 下適切な誘引防止 | | | | | | | | | | | | |
| | ァ 事業 | 業者等への |)配慮要請 | | | | | | | | | | | | |
| | 35 | 5 | 事業者の取組の推進 | 関係事業者、市町村等関係機関と連携し、ギャンブル等の不適切な誘因防止に取り組みます。 | | 【自己評価の理由 貸金業協会や家族 リーフレット等によ | 矣会、回復支援施 | | 関について、主 | に庁内関係課に | 対して、 | В | 貸金業協会、家族会、回復支援施設等の情報 について、庁内関係課に資料提供を実施した | 特にオンラインカジノの違法性について周知が 進んでいるとは言えず、関係機関と連携のうえ 広く周知を行う必要がある。 | 引き続き、関係機関と連携のうえ、ギャンブル 等の不適切な誘因防止に取り組む。 |
| | 36 | 6 | 違法賭博にかかる取組 | 警察において、違法な賭博店等に対して厳正な 取締りを実施します。 | 歓楽街における 摘発、常習賭博等 これらは、新聞等 | | 挙しました。 | | | | В | 常習賭博等で6件45人を検挙した。 | 特になし | 引き続き、違法な賭博店等に対して厳正な取 締りを実施します。 | |
| | ſ関係 | 機関との過 | 車携体制の強化 | | | | | | | | | | | | |
| | 37 | | 県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携 | 市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の効果的な普及等について検討し、発症防止の取組につなげます。 | | 【自己評価の理由 改定計画の取組* | | いて、活発な意 | 意見交換ができた | たと判断したたと | か。 | В | 画」の進行管理について (2)依存症対策に係る本県の取組について (3)ギャンブル等依存症対策の普及啓発につ | 特に、インターネットを利用したギャンブル等依 計存症対策に関する新たな取り組みについて検 討を進める必要がある。 | |
| | 38 | | | 本県における総合的な自殺対策及び依存症対 策を推進するため、県と管内市町村及び関係団 体等との連携・情報共有を図ります。 | | 【自己評価の理由 県や自治体が実施 きたと判断したため | をしている取組に [・] | ついて情報共有 | ⅰ・意見交換を行 | 示い、連携を深々 | うることがで | Α | 日時: 令和6年4月24日(水)14:00~16:00 【議題】 (1) 自殺対策について 〇 自殺者数の状況について 〇 今後の自殺対策の取組について(県と市町村の連携等) 〇 令和5・6年度地域自殺対策強化交付金事業等について (2) 依存症対策について 〇 本県の依存症対策について(概要説明) 〇 神奈川県依存症関連計画について | 特になし。 | 引き続き、県と管内市町村及び関係団体等と連携し、情報共有を行う場として実施していく。 |

(参考資料1)【令和6年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」の構成施策事業の進行管理台帳(R6~R8)

| | | | 構成施策 | 事業 | | | 目 | 標 達 5 | 成 状 況 | | | | | | |
|-------|------------|-----|-------------------------|---|-----|--|---------------------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|------------|---|---|--|
| 大中日柱柱 | 項 目 No. | 新規 | 施策名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| 2 進行 | テの防止 | | | | | | | | · | | | | | | |
| (1) | 相談支援 | 本制の | 充実・強化 | | | | | | | | | | | | |
| | ア 相談支 | 援体制 | 川の強化 | | | | | | | | | | | | |
| | 39 | | 依存症の専門相談支援 体制の強化 | 依存症相談拠点として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談(電話相談・面接相談)により、ギャンブル等依存症の本人、その家族等及び支援者向けの相談支援の強化を図りま | | 【自己評価の理由 電話・面接相談と 拠点機関連携会記 | して、様々な立場 議において、情報 | | | | 依存症相談 | A | 依存症電話相談:380件 依存症面接相談:78件 依存症相談拠点機関連携会議の実施 | 必要な方がつながるよう電話、面接相談の周知の 工夫が必要 | 依存症電話、面接相談を引き続き実施するととも に、依存症相談拠点機関連携会議を開催して連携 を図る。 |
| | 40 | 新規 | 精神保健福祉相談事業 (再掲) | 保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。 | | 【自己評価の理由 ギャンブルを含め 事業委託の形態と 談回線を設置した | 、様々なこころの とした。接続の改 | | | | | В | こころの電話相談件数 63,893件 | 相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。 | ! 継続して回線拡充と専用相談回線を設置していく。 |
| | 41 | | 事業者等の取組との連携 | 事業者等が行う本人・家族申告によるアクセス制限の取組や面接相談と依存症相談拠点機関等との取組の連携を進めます。 | | 【自己評価の理由 貸金業協会や家族 リーフレット等によ | 族会、回復支援施 | | 関について、主 | に庁内関係課に | こ対して、 | В | 貸金業協会、家族会、回復支援施設等の情報 について、庁内関係課に資料提供を実施した。 | 、特にオンラインカジノの違法性について周知が 進んでいるとは言えず、関係機関と連携のうえ 広く周知を行う必要がある。 | 、 引き続き、関係機関と連携のうえ、ギャンブル 等の不適切な誘因防止に取り組む。 |
| | 42 | | 相談窓口の周知 | 精神保健福祉センター作成のホームページやリーフレットの発信及び市町村や関係機関のホームページやリーフレット、広報誌等の紹介により、ギャンブル等依存症に関連した相談窓口の更なる周知を | | 【自己評価の理由 依存症全般のリー 口の周知ができた | −フレットを作成し <i>-た</i> め。 | 、ギャンブル等 | 依存症を含む、 | 依存症に関連し | た相談窓 | A | 行政や支援団体のリーフレット等について、適宜、 関係機関に送付し周知を促した。 | 精神保健福祉センターから独自の情報発信 | 精神保健福祉センターから発信したい内容について、媒体作成やよりタイムリーな発信を心掛ける。 |
| | 43 | | 依存症治療拠点機関等連携会議における検討 | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、 相談拠点機関等関係機関を構成員とした 「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理由 依存症治療拠点を や課題検討が行え | 幾関である県立精 | 神医療センター | ーと連携し、会議 | を年2回開催し | 、取組共有 | | 令和6年度 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライン) | 依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策/ 関する課題等の共有し、早期に必要な支援が 提供できる体制を構築する必要がある。 | こ引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討 |
| | 44 | | 依存症相談拠点機関連 携会議における検討 | 県及び政令市の依存症相談拠点機関を構成員とした「依存症相談拠点機関連携会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、ネットワークの構築や、必要な施策を検討します。 | 0 | 開催回数 | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 | 100% | б А | 依存症相談拠点機関連携会議 参加者:14名 | 4県市依存症相談拠点事業のセミナー等の日程について偏る可能性がある | ・ 年度の予定を共有し、日程の重なりを避ける。 |

| , | | | 構成施策 | 事業 | | | 目 | 標達が | 以 | | | | | | |
|-------|-----|------|--|--|-----|--|-------------------------------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|----|--|---|---|
| | No. | 新規 | 施策名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| イ | ギャン | ブル等位 | 依存症に関連して生じ ⊤ | る諸問題に係る相談支援 | | | | I | I | | l I | | | | |
| | 45 | 新規 | 多重債務相談窓口の周 知 | 県内市町村の多重債務相談窓口に関する リーフレットの作成・配布、県ホーム ページで相談窓口を周知することによ り、現に多重債務状態 (ギャンブル等依 存症に起因するものを含む) に陥ってい る人等に、できるだけ早い段階で相談窓 口を案内し救済につなげます。 | 0 | リーフレット作成部数 | 3,500部/年 | 3,500部/年 | 3500部/年 | 3500部/年 | 100% | Α | 県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを3,500部作成し、関係機関へ配布するとともに、県ホームページにも同内容を掲載した。 | ☆ 幅広く相談窓口の周知が図れるようリーフレットの配布先を適宜検討する必要がある。 | 引き続き、リーフレットを作成・配布するとと |
| | 46 | 新規 | 包括相談会の開催 | 複数の分野にまたがる相談内容に保健、 福祉、司法、医療等の専門家がワンス トップで相談を受ける「包括相談会」を 実施します。 | 0 | 開催回数 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 | 100% | Α | らしの相談会」として実施した。1回目は1件、2回目は4件の相談があった。 | 日 ロ くより多くの方が相談につながる機会とするため、方 | 感染症の状況を踏まえ、対面開催、電話での 等方法を検討する。地域の相談会へのニーズ 域特性を探り、日程設定や相談員の配置を柔 検討する。 |
| | | | | | | | | | | | | | 開催回数 2回 相談件数 5件 | | |
| | 47 | 新規 | 暮らしとこころの相談会 | 法律専門家をはじめ、各職種の専門家が 一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこ ころの相談会」に対して支援を行いま す。 | 0 | 開催回数 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 | 100% | Α | │精神面、行政面、法律の面の複数分野から助 │言した。相談枠は1枠60分とし、複雑な背景を | | 内容を変えず継続 |
| | | | | | | | | | | | | | 開催回数 2回 相談件数 21件 | | |
| | 48 | 新規 | 消費生活相談 | 消費生活相談の際に、ギャンブル等依存 症が関係すると疑われる場合には、国か ら示されたマニュアルに基づき、適切な 専門機関を紹介します。 | , | 【自己評価の理由 消費生活の相談の ための機関や依頼 | 3】 の際に、ギャンブル 存症窓口等を案内 | | | る場合には、信 | 責務整理の | Α | 相談者がギャンブル等依存症が疑われる場合は、債務整理のための機関や依存症窓口等を 案内した。 | | |
| | 49 | 新規 | 配偶者等暴力相談 | 県の配偶者暴力相談支援センターでは、 DV相談の中で、依存症(ギャンブル等 の問題)に関する要因が背景に含まれて いると考えられる場合には、精神保健福 祉センター等の相談窓口の情報提供を行 います。 | | 【自己評価の理由 ギャンブルを主訴 窓口の情報提供: | | | があれば精神保 | 建福祉センタ─ | 等の相談 | Α | DV相談の中でギャンブル等依存症の問題に関す要因が背景に含まれていると考えられる場合にはギャンブル等依存の専門相談窓口や医療機関等のいての情報提供を行った。 | る 適切な情報提供を行っており、特段の問題はない。 | 引き続き、ギャンブル等依存症問題が含まれる 相談があった場合は、必要に応じ専門窓口等の 報提供を行う。 |
| | 50 | 新規 | 「子ども・家庭110番」「児童相談虐待対応ダイヤル」「児童相談所相談専用ダイヤル」の設置 | 川、、児里信付伯談(通告)を24時间305日いつじませたでも7 トラにオフェレストーズ 奈田不安 | | 【自己評価の理由 人権に関する意記 | a】 哉は概念的な内容 | であり、統一的 | な成果目標とし | て設定すること | が難しい。 | Α | ・子ども家庭110番(毎日9時~20時)相談受付件数 1,517件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,439件 ・児童相談所相談専用ダイヤル | ** ・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。 | |
| | 51 | 新規 | 人権・子どもホットライン の設置 | いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを 守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受 け付けます。 | | 【自己評価の理由 人権に関する意識 | a】 _{哉は概念的な内容} | であり、統一的 | な成果目標とし | て設定すること | が難しい。 | Α | ・「人権・子どもホットライン」(毎日9時~21時)相談 受付件数 196件 | ・年度により相談件数の増減はあるが、相談し やすい仕組みのためには、複数の相談窓口を 設置することが必要である。 | |
| | 52 | 新規 | 支援を要する児童へのメ ンタルフレンドの派遣 | ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組を進めます。 | 0 | 派遣数 | 86回/年 (かながわ自殺対 策計画と同値を 設定) | 97回/年 | 151回/年 | 86回/年 | 176% | Α | 派遣回数151回 登録人数27人 | ・安定した事業活動のため、引き続き事業の普及や広報について、継続的に取り組む必要は ある。 | |
| | 53 | 新規 | かながわ女性の不安・困 りごと相談室 | 仕事が減り生活が苦しい、社会とのつながりが 持てないなど、不安や生活上の課題を抱える県 内女性を支援するための相談を行います。ま た、面接相談、訪問支援、居場所の提供も行い ます。かながわ女性の不安・困りごと相談の中 で、依存症(ギャンブル等の問題)に関する要因 が背景に含まれていると考えられる場合には、 精神保健福祉センター等の相談窓口の情報提 供を行います。 | | 【自己評価の理由 ギャンブル等を主 場合、必要に応じ いると判断したた | 訴とする相談は無 て専門窓口や医! | | | | | В | 知見を活用し、困難な問題を抱える女性の 発見から相談、付き添い等を実施した。 |)本事業では、これまで多くの女性からの相談を)受けてきたが、相談記録から、その多くは複合 的な課題を抱えた自立までに時間がかかり、手 厚い支援を必要としているため、継続的に相談 対応を行う必要がある。 | ギャンブルを主訴とする相談があれば、適 |

| | | 構成施策 | 事業 | | | 目 | 標 達 成 | 比 状 況 | | | | | | |
|----|--------|-------------------------------|--|-----|-------------------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|----|---|---|---|
| 項目 | No. 新規 | 施策名 | 内 容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| ウ | 相談支援対応 | の人材育成 | | | _ | | | | | | | | | |
| | 54 | 支援者向け研修 | 依存症相談拠点機関において、依存症患者への相談支援を行う者を対象とした対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。また、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。 | 0 | アルコール健康相談研修開催回数 | 1回以上/年 | 1回 | 1回 | 年1回 | 100% | A | アルコール健康相談研修 1回開催 「アルコール 依存の理解と支援者の 対 について」 受講者数:106名 | アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。ギャンブル等依存症についての研修は開催できておらず、その方法やニーズを調べて、検討する必要がある。 | |
| | | 地域生活支援研修・依 存症相談対応研修の実 施 | 依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、患者本人やその家族等に対応する機会がある職員(市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員)を対象とした研修を実施します。その中で、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。 | t | 【自己評価の理由依存症治療拠点を判断したため。 | | 研修について、 | 様々な職種の支 | 援者に参加い | ただけたと | В | 〇生活支援研修 【北里大学病院】 実施日:令和7年3月13日 参加者数:99名 〇相談対応研修 【北里大学病院】 実施日:令和6年10月31日 参加者数:64名 【精神医療センター】 実施日:令和6年11月14日 参加者数:23名 | より多くの支援者に参加いただくため、周知方法の工夫が必要。 | 引き続き両機関と連携し、依存症への理解や対所力を向上させる研修、セミナーを実施していく。 |
| | 56 | 消費生活相談員への研 修 | 消費生活相談員等に対して、自所属や関連機関等が実施する研修の機会を利用して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や最新の情報提供・共有します。 | 0 | 開催回数 | 年1回 | 年1回 | 1回 | 年1回 | 100% | A | るテーマでは研修は実施しなかったが、 | 系 多重債務者問題について学ぶことが本研修の 昔 目的であるため、その要因の一つであるギャン 実 ブル等依存症問題を毎年研修内容に組み込む ことは困難である。 | 令和7年度の研修内容は今後検討する。 |
| | 57 | 生活保護関係職員への 研修 | 生活保護担当ケースワーカー及び査察指導員への研修等の機会を活用し、ケースワーカー等に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。 | 0 | 研修回数 | 1回/年 | 0 回 | 1回 | 年1回 | 100% | A | 令和6年度から研修事業を直営から委託に変更したことで、研修回数を増やし多様なテーマの研修を開催することができるようになったこから、令和6年度は依存症専門医、支援団体職員を講師とした、オンライン研修を行うことできた。生活保護担当ケースワーカー、査察導員が参加し、依存症についての理解を深めた。 | マ | 研修終了後のアンケート結果をもとに、より参加者が希望する内容の研修を開催するよう める。 |
| | 58 | 県生活困窮者自立支援 制度都道府県研修事業 | 県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。 | 0 | 研修回数 | 年6回 | 6 回 | 6回 | 年6回 | 100% | A | 研修を計6回実施し、延べ233名が参加 た。 | 生活困窮者からの相談への対応実例や具体 的な支援の仕方など、より実務に近い支援の 在り方を研修に取り入れる必要がある。 | 支援員同士のネットワークづくりをより強固にるため、対面式での実施を基本とし、昨年度アンケート結果も取り入れることで、より満足の高い研修を行う。 |
| | | | 女性相談所の職員、母子・父子自立支援員、児 童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達 | | 受講回数 | 1回/年 | 0 回 | 1 🗇 | 1 回 | 100% | A | 受講回数:1回 精神保健福祉基礎研修に参加し、ギャンブル 等依存症についての知識の向上を図った。 | 通常業務もあり、研修への参加が難しいことも ある。 | 積極的に研修参加に努めていく。 |
| | 59 | 児童相談所等関係機関 | 障害支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等を対象としたギャンブル等依存症についての知識の向上のための研修を実施します。 | | 受講回数 | 1回/年 | 0 回 | 0回 | 1回 | O% | E | び発達障害者地域支援マネージャー等を対象 | 通常業務との都合でギャンブル等依存症対策 に係る研修やセミナーを受講することができな かった。早めに周知を行うこと、対象者が受講できるよう業務や日程等の調整が課題となる。 | 対象者がギャンブル等依存症対策に係る研究をできるよう周知にある。 |
| | | 薬物乱用防止指導員へ | 薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、 薬物乱用防止指導員に対して、ギャンブル等 依存症問題や相談機関・治療機関に関する知 識や情報を提供します。 | | | | | | | | | 薬物乱用防止教室指導者講習会 | 依存症に対する薬物乱用防止指導員の知識を 向上するため、講習会等で情報提供を続けて いく必要がある。 | |

| | | | 構成施策 | 事業 | | | 目 | 標達 | 成 状 況 | | | | | | |
|----------|--------|------|---|---|-----|----------------------------|---|---------------|----------------|-----------------|----------------|----|--|---|---|
| 頁 目 N | Jo. 新規 | 規 | 施策名 | 内 容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| □家 | ア族等に関 | 引する | 支援の充実 | | | | | <u>'</u> | | | | | | | |
| (| 51 | 中 | 存症相 <mark>談拠点機関を</mark> 心とした相談支援体制 強化 | 依存症相談拠点として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談(電話相談・面接相談)により、ギャンブル等依存症の本人、その家族等及び支援者向けの相談支援を行うほか、「依存症相談拠点機関連携会議」において、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報の共有化やネットワークの構築等を検討し、切れ目ない相談支援体制の強化を図ります。 | | ブルの件数は、 | 自】 として、様々な立場 大幅に増加した。ま できたと判断するた | た、依存症相 | | | | A | 【精神保健福祉センター】 依存症電話相談 相談件数:380件(内ギャンブル 97件) 依存症面接相談 相談件数:78件(内ギャンブル 17件) 依存症相談拠点機関連携会議をオンラインで開催 し、現状や課題を共有した。 | 電話や面接の枠は限りがあるので、必要な方が利 用できるように、引き続き周知が必要である。 | 依存症電話相談及び依存症面接相談を引き網施するとともに、精神保健福祉センターが主催事例検討会や講演会に相談員が参加することり、相談技術の向上を図る。 依存症相談拠点機関連携会議の開催方法を模する(対面・オンライン等) |
| | 62 | 依 | 方庁家佐港座の宝佐 | 依存症治療拠点機関・依存症相談拠点機関に おいて、家族の依存症に悩んでいる方が、依存 症の知識や社会資源について学び、適切な関 わり方や回復するための支援について理解し、 同じ悩みを抱えた家族同士の繋がりを支援する 家族講座を実施します。 | 0 | 開催数 | 1回以上/年 | 1回/年 | 1回 | 1回/年 | 100% | A | 依存症家族講座 1回開催 受講者:54名 | 必要な方が受講できるように周知や開催方法、開催場所を工夫する。 | 保健所等から地域の相談状況を把握し、二一合わせて場所や方法を考慮して開催する。 |
| 6 | 53 | | 家族のためのワーク | 依存症の問題でお悩みのご家族向けに作成した『家族のためのワークブック』を活用し、依存症についての情報や本人が受け入れやすいコミュニケーションの方法、相談機関等の情報について周知を図ります。 | | 説明をした。 | !由】 こおいて、ワークブッ 新の情報に修正した | | | | | A | 面接相談などでの活用 | 冊数の限りがあり、配布場所が限られてしまう。 依存症の幅が広がりつつあることに対応するために、定期的な見直しが必要。 | 引き続き相談の場面で活用し、関係機関へ 周知も行っていく。 |
| 6 | 54 新規 | | 神保健福祉相談事業 再掲) | 保健福祉事務所・センター、市保健所において、 こころの健康について悩みがある方の電話や来 所による相談支援や、訪問支援等に取り組みま す。 | | | め、様々なこころの 態とした。接続の改善 | | | | | В | こころの電話相談件数 63,893件 | 相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況 がある。 | 継続して回線拡充と専用相談回線を設置いく。 |
| 6 | 55 | | 業者等の取組との連 (再掲) | 事業者等が行う本人・家族申告によるアクセス制限の取組や面接相談と依存症相談拠点機関等との取組の連携を進めます。 | | | !由】 家族会、回復支援施 こより情報提供ができ | | 関について、主 | に庁内関係課に | 三対して、 | В | 貸金業協会、家族会、回復支援施設等の情報 について、庁内関係課に資料提供を実施した。 | 特にオンラインカジノの違法性について周知が 進んでいるとは言えず、関係機関と連携のうえ 広く周知を行う必要がある。 | 引き続き、関係機関と連携のうえ、ギャン等の不適切な誘因防止に取り組む。 |
| (| 66 新規 | | アラー支援専門員配 | ケアラーやヤングケアラーの支援者・支援機関 (市町村、各種相談窓口等)のネットワーク構築 や、複数の分野にまたがるなど市町村単独では 対応が困難な事例の解決に向けた支援を行う 「ケアラー支援専門員」を配置します。 | | | 由】 る研修会への講師 プー支援の周知・理 | | | ネットワーク構築 | を進め、県 | В | ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 27回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 19件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 15件 出前研修 8回 | | 関係機関や関係団体等に対して、ケアラ- 援専門員の存在を周知する。 |
| | 67 新規 | 規・ケ事 | マラーコールセンター | ケアラーが、ケアしている家族等のことだけではなく、ケアラー自身の悩みや不安についても気軽に相談できるよう、ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口を設けます。 ・電話による相談(かながわケアラー電話相談) ・SNSを活用した相談(かながわヤングケアラー等相談LINE) | | 【自己評価の理相談窓口では、 として役割を果ま | !由】 思いを傾聴し、具体 たすことができた。 | x的な支援窓口 | 1を紹介するなど | 、ケアラー専門の | の相談窓口 | В | 相談件数 •LINE:363件 •電話:54件 | 相談窓口の認知度向上を図っていく。 | 相談窓口を広く周知し、相談を必要とする ラーの掘り起こしを進める。 |
| | 68 新規 | | | ケアラーがケアに追われて社会から孤立しない よう、ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜 き、学習支援、情報収集等のための居場所づく りを支援します。 | | 【自己評価の理 複数の団体から | l由】 ら補助金申請があり | 、居場所の立ち | ち上げに貢献で | きた。 | | С | ケアラーポータルサイト掲載件数 18件 | 補助金の周知に取り組む。 | 関係各課と連携し、補助対象となりうる団掘り起こしと広報を進める。 |
| | 69 新規 | | ながわケアラー支援 | ケアラーや関係機関に相談窓口や利用できる サービスなどの情報を提供するとともに、県民 の方にケアラーの置かれている状況などについ て周知を図ります。 | | | ∄由】 ェなそ当事者支援や 提供を行い、アクセス | | | 相談といったケ | アラー支援 | В | かながわケアラー支援ポータルサイトへのアクセス件数 43,982人 | アクセス数を増やしていく。 | ケアラー本人や支援者に向け、掲載内容 充実させる。 |

| | | 構成施策 | 事業 | | | 目 | 標達原 | | | | | | | |
|-------|--------|--|--|-----|--|---------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------|----------------|----|---|---|---|
| 中項柱目 | No. 新規 | 施策名 | | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | _ 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| オ | 職域における | 支援の促進 | | | | | | | | | | | | |
| | | 産業保健総合支援セン | 産業保健総合支援センターに対して、ギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレットを活用して情報共有を行い、職場における普及啓発を図ります。 | | 【自己評価の理由】 オンラインカジノの ターを提供し、相談 | 違法性及びイン | | | | | A | 令和6年度に作成のポスター(オンラインカジノ 啓発)を産業保健総合支援センターに送付し た。 | 特になし。 | 引き続き、啓発資材等により情報共有を行う。 |
| | | 職域における普及啓発 の推進(再掲) | 市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。 | | 【自己評価の理由】 研修や健康教育 はギャンブル依存! も、従業員、経営者 参加人数値を見込 | のテーマは、受詞症と関係のない。 皆に対する健康教 | 内容について希 教育回数や参加 | f望が多かった ロ人数は減少し | た。令和5年度同 | の実績より 等の回数・ | С | テーマ:働く人のメンタルヘルス研修会(地域自 | 研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機関の要望に沿い決定するため、毎年度、ギャンブル等依存症に関係するテーマが採用されるとは限らない。 | ギャンブル等依存症関係も含めた健康情報を |
| (2) 治 | 療支援体制の | 充実 | | | | | | | | | | | | |
| ア | 医療提供体制 | の充実 | | | | | | | | | | | | |
| | , , | 依存症専門医療機関の 指定 | 依存症の本人が地域で適切な医療が受けられることを目的として、「依存症専門医療機関」を 選定し、依存症医療の均てん化と関係機関との ネットワーク化を図り、地域における依存症の医 療提供体制を整備します。 また、専門医療機関となるために必要な研修の 受講について、県内の医療機関への呼び掛け を行います。 | 0 | 依存症専門医療 機関の設置数の 増加 | 10機関 | 6機関 | 6機関 | 10機関 | Ο% | E | 現在の依存症専門医療機関(6機関) ・神奈川県精神医療センター ・久里浜医療センター ・北里大学病院 ・みくるべ病院 ・神奈川病院 ・大石クリニック | 治療ギャップ)があることから、依存症の専門医療機関・ | 引き続き、県内市町村と連携し、専門医療機関の選定に 努める。また、地域のニーズや医療機関の状況を把握するためのアンケート調査を実施する。 |
| | 73 | 体方点为虚拟占拟即 专 | 依存症治療拠点機関において、ギャンブル等依存症の治療の充実に向けた治療回復プログラムの実施や医療従事者を対象とした依存症の研修の実施、セミナー等の開催による普及啓発等の取組を行い、医療提供体制の充実を図ります。 | | 【自己評価の理由】 各医療機関におい施し、また、依存症に取り組めている | て、入院患者及 ミセミナーやポー と判断したため。 | | | | | A | 神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、各医療機関にて医療従事者を対象とした研修や入院・外来患者を対象としたアルコール依存症治療プログラムを行った。そのほか、依存症シンポジウムや動画作成などによる普及啓発や、関係機関への講師派遣により支援の充実を図った。 依存症治療拠点機関(北里大学病院)におい | 研修やセミナー、普及啓発資材については周 知方法の工夫が必要。 | 引き続き、神奈川県精神医療センター及び北 里大学病院と連携し、医療提供体制の充実に 向けて多角的に取組を進める。 |
| | 74 | 地域連携による依存症 早期発見、早期対応、継 続支援モデル事業の実 施 | 依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症患者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。 | | 【自己評価の理由】 患者への直接の情 援を実施することが | - 青報提供、支援者 | fへの普及啓発 | き、関係機関と <i>0</i> | D連携等、様々な社 | 見点から支 | Α | 依存症治療拠点機関(北里大学病院)において、次の取組を実施した。 〇依存症セミナーの開催 〇他科診療科・行政との連携強化 【具体的な連携手法】 〇入院患者へのリエゾン介入 〇リーフレット等配布による患者への情報提供 〇研修会・勉強会実施による支援者への普及 啓発 〇医療圏外の精神科病院との連携 | | 引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に結 びつけられるよう実施体制について検討して行 う。 |
| | | | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 や課題検討が行え | 機関である県立精 | 情神医療センター | 一と連携し、会 | 議を年2回開催し、 | 取組共有 | A | 令和6年度 第1回: 今和6年7月18日(オンライン) | 依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。 | 引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討 の場を設け、連携体制の強化を図る。 |
| | | 地域医療連携体制整備 | 依存症の本人が適切な医療を受けられるようにするため、依存症治療に係る地域医療機関への助言・指導、関係機関との連絡調整等を行うとともに、県内の依存症についての状況などの調査・研究を行います。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 関係機関との連携 | 。 関連携会議を年 | | | な情報共有が図れ | しており、 | В | 〇依存症治療拠点機関において、支援団体や他の医療機関と連携し、依存症患者の継続支援に努めた。 〇依存症治療拠点機関連携会議において、各医療機関における依存症の状況について情報共有を行った。 | 依存症専門医療機関がない地域における地域支援 体制を強化する必要がある。 | 引き続き、依存症治療拠点機関を中心として関係 機関との連携、情報共有に努める。 |
| | 77 | かながわ依存症ポータ ルサイトによる情報提供 (再掲) | ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。 | | 【自己評価の理由) 順調にアクセス件。 ため。 | | り、今後県計画 | の目標数値の | 達成が見込めると | 判断した | В | 月】5,636件【8月】5,171件【9月】5,510件【10月】 5,251件【11月】5,530件【12月】4,449件【1月】 | | 引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、7年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。 |

(参考資料1) 【令和6年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」の構成施策事業の進行管理台帳(R6~R8)

| | | | 構成 | 施策 | 事業 | 業 | | | | | | | | | | |
|----------|------|-------|---|---------------------|---|-----|-----------------------------------|-----------------|---------------|-------------------|-----------------|----------------|----|---|---|---|
| 大中項柱 柱 目 | NIA | 新規 | 施策 | 名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| | 医療(| り質の向. | 上 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 78 | 新規(| 依存症医療研修 | 3 | 依存症治療拠点機関において、医療機関に勤 務する医療従事者等を対象とした、依存症に起 因する精神症状の対応や依存症が背景にある 疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期 発見、早期支援の対応等に関する研修を実施し ます。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 | | 帯なく研修は実別 | もできたが、参加 たが、参加 | 加者数が伸び悩 | んでいる。 | C | | | |
| | 79 | | 集団治療回復フ ムの普及 | (ログラー | 依存症から回復を目指す多くの方に対して、集 団治療回復プログラムを提供できるよう取り組 みます。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 断したため。 | | 療機関において | 、順調にプログ | うムを実施でき | ていると判 | Α | | より多くの方に切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関との連携が必要がある。 | 依存症治療拠点機関及び専門医療機関と連携し、 引き続き支援体制について検討していく。 |
| | 80 | | 依存症治療拠点 連携会議におけ (再掲) | ā機関等 る検討 | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 や課題検討が行え | 機関である県立料 | 青神医療センター | ーと連携し、会調 | 義を年2回開催し | 、取組共有 | A | 令和6年度 第1回:令和6年7月18日(オンライン) | | 引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討 の場を設け、連携体制の強化を図る。 |
| - | 対 関係 | 幾関とのi | 連携体制の強 | 化 | | | | | | | | | | | | |
| | 81 | | 依存症治療拠点 連携会議におけ (再掲) | ā機関等 る検討 | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 や課題検討が行え | と関である県立米 | 青神医療センター | ーと連携し、会調 | 義を年2回開催し | 、取組共有 | | 宣和5年度 第1回・会和6年7月18日(オンライン) | | 引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討 の場を設け、連携体制の強化を図る。 |
| | 82 | | 実態調査を踏ま れ目ない支援の | えた切)検討 | 令和2(2020)年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」や、国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえて、ギャンブル等依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられるよう、相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援のあり方を検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理由】 依存症専門医療機 族支援の取組につ | 関連携会議や | | | 進協議会におい | て、患者・家 | Α | 第2回: 令和7年2月27日(現地及びオンライン) 【県ギャンブル等依存症対策推進協議会】 第1回: 令和6年9月6日(金)14時30分~16時30分 | 引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存 症専門医療機関や依存症専門医療機関等の関係 機関等と検討をする必要がある。 | 引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存 症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症 対策推進協議会等で検討し、効果的な取組みにつ なげていく。 |
| | 83 | | 県ギャンブル等 対策推進協議会 る検討 <mark>・連携</mark> (再 | 依存症 stにおけ 「掲) | 市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等 を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推 進協議会」において、関係者同士が連携しなが ら、治療支援体制の充実に向けて検討し、取組 につなげます。 | | 【自己評価の理由】 改定計画の取組状 | | ついて、活発な意 | 意見交換ができ | たと判断したため | め。 | В | | 特に、インターネットを利用したギャンブル等依存症対策に関する新たな取り組みについて検 | 引き続き。改訂計画の進捗状況を共有し、今後 の依存症対策の総合的な推進のため取組み 方法等を検討していく。 |

(参考資料1)【令和6年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」の構成施策事業の進行管理台帳(R6~R8)

| | | 構 成 〕 | 施策 | 事 業 | 目標達成状況 | | | | | | | | | | |
|-----------|------|--|--------------------|--|--------|---|---------------------|-------------------------|----------------|-----------------|----------------|----|---|---|---|
| 項 目 No |). 新 | f 規 施 策 | 名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| 夏及び暮 | 耳発防 | 止に向けた支援 | | | | | | | | | | | | | |
| 回復及 | 及び社会 | 会復帰支援 | | | | | | | | | | | | | |
| アギ | ャンブノ | レ等依存症からの回 | 回復支援 | · 再発防止 | 1 | | | | | | | | | | |
| 84 | 4 | かながわ依存症 ルサイトによる情 (再掲) | ポータ 情報提供 | ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。 | 0 | アクセスの増加 | 6,000件 (月平均) | 4077件 (令和4年度 月平均) | 5371件/月 | 6000件/月 | 90% | В | 6年度の月別アクセス数 【4月】5,343件【5月】6,120件【6月】5,474件【7 月】5,636件【8月】5,171件【9月】5,510件【10月】 5,251件【11月】5,530件【12月】4,449件【1月】 5,332件【2月】5,280件【3月】5,359件 | 令和元年度から6年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるよう取り組む必要がある。 | 引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、7年に作成する動画やポスター等によりポータルイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。 |
| 8! | 5 | 依存症に関する 発(再掲) | 普及啓 | ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口などについて、広く県民に理解していただけるよう、普及啓発に取り組みます。また、県ホームページにギャンブル等依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組を進めます。さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。 | 0 | 精神保健福祉センターや保健所 等の相談窓口の 認知度の増加 | 60% | 24.7% | 31.6% | 35.5% | 64% | С | 県ホームページ及び県作成動画において、行政相談窓口やかながわ依存症ポータルサイトについて案内している。 啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube) や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。 | 相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は年々徐々に増加傾向にあるが、広く県民が理解できているとはまだ言い難い。今後も動画やリーフレット等以外にも、様々な広告媒体を活用し、依存症の相談先を県民に普及できるよう取り組む。 | 解していただけるような動画を作成し、広く普及 啓発できるよう県ホームページやYoutubeに指 |
| 86 | 6 | 地域の支援者向 及啓発の推進() | けの普 再掲) | ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に 関わる機会がある民生委員・児童委員・保護司 等の地域の支援者に対して、ギャンブル等依存 症に関する相談窓口等の周知を図ります。 | | 【自己評価の理由】 民生委員児童委員 民生委員児童委員 ができると考えられ | 活動の手引きに 活動の中で支持 | | | | | Α | 令和4年度版民生委員児童委員活動の手引き を積極的に活用していただき、依存症対策に関 する相談窓口について周知した。 (同手引きは3年に1度作成し民生委員児童委 員へ提供している) | 特になし | 令和7年度版民生委員児童委員活動の手引 を作成し、依存症対策に関する相談窓口等に ついて周知を行う。 |
| 87 | 7 | 受診後の患者支 の実施 | 援事業 | 依存症治療拠点機関において、精神保健福祉 士等の専門職員を配置し、外来受診後又は退 院後の依存症患者について、適切な治療と自助 グループや回復支援施設等への継続した支援 を実施します。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 な支援を行えたた。 | 関において、多 | くの民間支援団 | 体と連携し、受作 | 言後の患者に対 | 対し継続的 | Α | 【県立精神医療センター】 ・128名を対象に受診後の患者支援に係るモデル事業を実施。 ○民間支援団体との連携 ・17施設の民間支援団体(自助グループ等を含む。)と連携。 ・入院治療プログラムとして断洒会 △△ NAの | 依存症治療拠点機関と連携し、引き続き継続 的なサポートを一貫して実施する体制を整備し | 引き続き、依存症患者を適切な治療、支援にびつけられるよう実施体制について検討して行う。 |
| 88 | 3 | 専門医療機関等 る回復支援・再 取組 | におけ 発防止の | 「依存症専門医療機関」において、STEPーG (ステップジー)、KIPP(キップ)、SATーG(サット ジー)などをはじめとする外来集団治療プログラ ム等を依存症からの回復を目指す多くの方に提 供することにより、依存症の回復支援・再発防止 に取り組みます。 また、依存症専門医療機関において、相談機 関、医療機関、自助グループや回復支援施設等 と継続的に連携して、回復支援や再発防止に取 り組みます。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 携したプログラム・ | 関及び依存症 | | | | 系団体と連 | Α | 【こいプロ(行動嗜癖)】 参加人数:167名 ※入院・外来 〇北里大学病院 【KIPP(北里依存/嗜癖クリベンションプログラム】 参加人数:315名 ※入院・外来 〇その他の専門医療機関等でも治療プログラムを実施 | より多くの方に切れ目ない支援を提供できるよう、 関係機関との連携が必要がある。 | 依存症治療拠点機関及び専門医療機関と連携し 引き続き支援体制について検討していく。 |
| 89 | Э | 地域連携による 早期発見、早期 続支援モデル事 施(再掲) | 依存症 対応、継 業の実 | 依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症患者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。 | | 【自己評価の理由】 患者への直接の情 援を実施することが | - 報提供、支援者 | 香への普及啓発 | 、関係機関との記 | 重携等、様々な | 視点から支 | Α | ○プログラルによっては自助グループ等ので 依存症治療拠点機関(北里大学病院)において、次の取組を実施した。 ○依存症セミナーの開催 ○他科診療科・行政との連携強化 【具体的な連携手法】 ○入院患者へのリエゾン介入 ○リーフレット等配布による患者への情報提供 ○研修会・勉強会実施による支援者への普及 啓発 ○医療圏外の精神科病院との連携 | | 引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に びつけられるよう実施体制について検討して う。 |
| 9(| D 新 | 新神保健福祉相 (再掲) | 談事業 | 保健福祉事務所・センター、市保健所において、 こころの健康について悩みがある方の電話や来 所による相談支援や、訪問支援等に取り組みま す。 | | 【自己評価の理由】 ギャンブルを含め、 事業委託の形態と 談回線を設置した。 | 様々なこころのした。接続の改善 | | | | | В | こころの電話相談 63,893件 | 相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。 | 継続して回線拡充と専用相談回線を設置していく。 |
| | | 地域における自 | 助グ | 保健福祉事務所・センターが実施している地域 支援において、自助グループや回復支援施設 等との連携を図ります。 また、県内の自助グループや回復支援施設等 が開催する研修会の運営等の協力をすることを | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機 頼し、体験談などを また、後援名義の | と関において実施 お話しいただい | いた 。 | | 養施設や家族 会 | 会に講師を依 | Α | 〇令和6年度に依存症治療拠点機関(精神医療センター・北里大学病院)で実施の依存症シンポジウム、家族講座、依存症セミナー等で当事者や家族会の方にご講演いただいた。 〇支援団体が主催する公益性の高いイベント3件について、後援名義を承認した。 | 様々な自助グループ等の活動を普及啓発できるよう、今後も連携していく必要がある。 | 引続き、研修や講座における講師依頼や後援名 の承認等により、活動支援を図る。 |
| 9: | L | ループや回復支等との連携 | | 通じ、その活動を支援します。 さらに、県内の依存症に係る自助グループや回 復支援施設等の活動状況等の実態調査結果を 踏まえ、各団体が抱える課題に対して必要とさ れる支援を検討のうえ、相談機関、医療機関等 の各関係機関との連携の拡充を図ります。 | | 【自己評価の理由) 開催したほぼすべ き、体験談をお話し | ての講座等にお | いて、自助グル | 一プや回復支援 | 能設の職員に | 参加いただ | Α | 依存症公開講座、家族講座等にて当事者の家族の方及び当事者に体験談を話していただいた。 | | 引続き、研修や講座において講師依頼等を行い、連携を図る。 |

| | | 構成施策 | 事業 | | E | 目標達 6 | 成 状 況 | | | | | | |
|--------|--------|---------------------------|---|------------------------------------|--|---------------|----------------|-------------------------|----------------|----|---|--|---|
| 大中項柱柱目 | N | 施策名 | 内容 | 目標値 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| 1 | 就労及び復職 | | | | · | | | | | | | | |
| | 92 | 産業保健総合支援セン ターとの連携(再掲) | 産業保健総合支援センターに対して、ギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレットを活用して情報共有を行い、職場における普及啓発を図ります。 | ターを提供し |)理由】 ジノの違法性及びイ 、相談先(かながわ ^ん | | | | | Α | 令和6年度に作成のポスター(オンラインカジ 啓発)を産業保健総合支援センターに送付し た。 | | 引き続き、啓発資材等により情報共有を行う。 |
| | 93 | 職域における普及啓発 の推進(再掲) | 市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。 | 研修や健康 はギャンブル も、従業員、 参加人数値 | 研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機関の要望に沿い実施しており、令和6年度はギャンブル依存症と関係のない内容について希望が多かったため、令和5年度の実績よりも、従業員、経営者に対する健康教育回数や参加人数は減少した。令和5年度同等の回数・参加人数値を見込んでいたため、当初想定の成果を挙げることができなかったと評価した。 | | | | | | | | |
| | 94 | | 保健福祉事務所・センター等が労働基準監督署 単位で開催する職域研修「働く人のメンタルヘル ス研修会」等の機会を通じて、ギャンブル等依存 症について情報提供し、相談窓口や専門医療 機関等の周知に取り組みます。 | コール健康 |)理由】 呆健所、保健福祉事 章害等のリーフレット 所管域の職域研修会 | を配架し、メンタノ | レヘルスの知識 | についての普及 | | Α | ル健康障害等のリーフレットを配架し、メンタ | 一 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するた ル め、事業所の人事管理担当者等産業保健関係 ま 職員に対して、知識を普及していくことが必要 | じて、アルコール健康障害等のリーフレット等を |
| | 95 | 労働者等に対するギャン ブル等関連問題に関す | 「かながわ労働センター」が実施する「働く人のメンタルへルス相談」、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、ギャンブル等関連問題や | できたと判断 | 施するイベント等にお したため。 | いて配架可能な | :資材を提供し、 | 普及啓発をする | すめることが | A | 精神保健福祉センターが作成した次のリーフレットを所管課あて提供した。 1 アルコールについて知ってほしいこと 2 女性に知ってほしいアルコールの話 3 依存症は病気だと知っていますか? | 特になし。 | 引き続き、当課及び精神保健福祉センターが 作成した依存症啓発資材を配布し、啓発に努 める。 |
| | | る啓発 | 依存症に関するリーフレット等の資料を配布し、 啓発に取り組みます。 | | _ · · · - | | | とで、労働者等に対するアルコール関連 め | | A | 依存症関連問題に関するリーフレットをかなかわ労働センター4か所に配布した。 | が特になし。 | かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、労務管理セミナーの機会に依存症関連問題に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組む。 |
| | 96 | メンタルヘルス相談、産 業医との連携 | ギャンブル等依存症の本人が復職や就職する際配慮すべき視点について、産業医に対し理解 促進のための情報提供をします。 | 解促進に向 | 処点機関において、 †た普及啓発事業を | | の依存症セミナ | 一等を開催し、 | 依存症の理 | В | | 向 引き続き産業医等に対する効果的な普及啓発方法 解を検討するとともに、効果検証の方法についても検 討が必要。 | |
| | 97 新規 | 精神保健福祉相談事業 (再掲) | 保健福祉事務所・センター、市保健所において、 こころの健康について悩みがある方の電話や来 所による相談支援や、訪問支援等に取り組みま す。 | |)理由】 として回線拡充と緊急 | 急を要する相談に | 対応する専用 | 相談回線を設置 | 遣した 。 | В | こころの電話相談 63,893件 | 相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況 がある。 | 継続して回線拡充と専用相談回線を設置していく。 |
| | 98 | 地域における自助グループや回復支援施設 | 保健福祉事務所・センターが実施している地域 支援において、自助グループや回復支援施設 等との連携を図ります。 また、県内の自助グループや回復支援施設等 が開催する研修会の運営等の協力をすることを 通じ、その活動を支援します。 | 頼し、体験記 また、後援名 | 理由】 処点機関において実 などをお話しいただ 義の承認により、活 | いた。 | | 援施設や家族会 | 会に講師を依 | Α | 〇令和6年度に依存症治療拠点機関(精神的療センター・北里大学病院)で実施の依存症とポジウム、家族講座、依存症セミナー等できま者や家族会の方にご講演いただいた。 〇支援団体が主催する公益性の高いイベン3件について、後援名義を承認した。 | シ 当 様々な自助グループ等の活動を普及啓発できるよう、今後も連携していく必要がある。 | 引続き、研修や講座における講師依頼や後援名義 の承認等により、活動支援を図る。 |
| | | 等との連携(再掲) | さらに、県内の依存症に係る自助グループや回復支援施設等の活動状況等の実態調査結果を踏まえ、各団体が抱える課題に対して必要とされる支援を検討のうえ、相談機関、医療機関等の各関係機関との連携の拡充を図ります。 | 1. 10 1. | 理由】 ぎすべての講座等に お話しいただいた。 | おいて、自助グル | ノープや回復支 | 援施設の職員に | こ参加いただ | Α | 依存症公開講座、家族講座等にて当事者の家族 方及び当事者に体験談を話していただいた。 | まの 講師依頼する内容や方法について自助グループ等 の活動を普及啓発できるよう、今後も連携していく 必要がある。 | 引続き、研修や講座において講師依頼等を行い、 連携を図る。 |

| | 構成施策事業 | | | | | E | 標達が | 战 状 況 | | | | | | |
|---------|--------|---------------------|---------------------|--|------------------------|--|----------------------|----------------|-----------------|----------------|----|---|--|--|
| 大 中 柱 柱 | | No. 新規 | 施策名 | 内容 | 目標値 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| | ウ - | ギャンブル等 [・] | 依存症問題を有する生 | E活困窮者の支援 | | · | · | | | | | | | |
| | | 99 | 多重債務相談窓口の周 知(再掲) | 県内市町村の多重債務相談窓口に関するリーフレットの作成・配布、県ホームページで相談窓口を周知することにより、現に多重債務状態(ギャンブル等依存症に起因するものを含む)に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済につなげます。 | リーフレット(部数 | 5成 3,500部/年 | 3,500部/年 | 3500部/年 | 3500部/年 | 100% | Α | 県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを3,500部作成し、関係機関へ配布するとともに、県ホームページにも同内容を掲載した。 | に 幅広く相談窓口の周知が図れるようリーフレットの配布先を適宜検討する必要がある。 | 引き続き、リーフレットを作成・配布するととも に、県ホームページにて情報提供をする。 |
| | | 100 | | 「貸付自粛制度」、「生活再建支援カウンセリング」について、ギャンブル等依存症の支援団体、保険・医療関係者等の関係機関と連携により、ポスターやリーフレット、講演会等にて、広く周知を図ります。 | ど、複数の側件から令和6 に一定の成り | 取組においては、広面から施策を推進し 車度には5,019件へと をあげられた」と評価 | た結果、「貸付自 増加した。このこ | 粛制度」の登録 | 骨数が令和5年 | ■度の4,002 | В | 1. 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」において動画・セルフチェックツールを配信 2. 各種公営ギャンブル関連団体においてポスター等の掲示・配架や動画の放映を実施 3. 依存症専門医療機関やギャンブル等依存症対策推進協議会等の関係機関に対して情報 | 2. 公営ギャンブル関連施設における啓発活動は一定の効果が認められるものの、施設ごとに | 令和6年度の活動を継続する。 |
| | | 101 | 生活困窮者に対する相談支援 | 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援 事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な 支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者 の状態等に応じた支援を行います。 | 複合的な課題 | 社会福祉士や精神 を解きほぐしながら。 なじて、市町村や依存 | 寄り添った支援 | を行った。 | | | Α | 419件の新規相談を受け付け、112件の支援決定等を行った。 | 近年は複合的な課題を抱える相談者が増加するとともに、若年層や外国籍の方など、相談者像も変化していることから、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。 | 未だ生活再建の見込みが立たず、長期にわたり生活困窮状態が続いている方について、引き続き関係機関と連携しながら支援を実施していく。 |
| | | 102 | | 県内自治体が実施する生活困窮者自立支援 法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を 図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、 ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関 に関する知識や情報を提供します。 | 研修回数 | 年6回 | 6 回 | 6回 | 年6回 | 100% | Α | 研修を計6回実施し、延べ233名が参加した。 | 生活困窮者からの相談への対応実例や具体 的な支援の仕方など、より実務に近い支援の 在り方を研修に取り入れる必要がある。 | 支援員同士のネットワークづくりをより強固にするため、対面式での実施を基本とし、昨年度のアンケート結果も取り入れることで、より満足度の高い研修を行う。 |
| | | 103 | 消費生活相談(再掲) | 消費生活相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、国から示されたマニュアルに基づき、適切な専門機関を紹介します。 | 消費生活の権 | 理由】]談の際に、ギャンブ 依存症窓口等を案に | | | いる場合には、信 | 責務整理の | Α | 相談者がギャンブル等依存症が疑われる場合は、債務整理のための機関や依存症窓口等を 案内した。 | 「一機関の業内が適切でさないということが起こ らないように、研修等により相談力向上を図っ ていく必要がある。 | 引き続き、ギャンブル等依存症が疑われる相談者には、適切な専門機関を紹介していく。 |
| | | 104 | 県司法書士会における 取組 | 依存症問題への正しい理解や基本的な相談対応技術、関係機関等の支援者の役割について理解を深めるため、研修会を実施するとともに、研修会以外の活動も検討します。 | | 理由】 :特化した研修を実施 :応の研修会を実施で | | 、メンタルヘルス | くに問題を抱えた | た相談者に | В | (1)通年事業 ・裁判・多重債務等の一般法律相談 ・裁判を起こされた、借金等相談を司法書士が電話で応じる事業 (2)各種フォーラーム、研修会への参加・薬物依存者と家族フォーラム | 旧立 夕里頂防问題に関サりる場面での収割 | ギャンブル依存に限らず、メンタルヘルスに問題を抱えた方の相談対応につき研鑚を積むため、研修会や多職種と連携した事例検討会を実施していきたい。 |

| | | | | | | 目 | 標 達 成 | 戈 状 況 | | | | | | |
|-----------------------------------|-----------|-----------------------------------|--|--|--|-----------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|----|---|--|--|
| 大 中 項 柱 柱 目 | N 立C +日 | 施策名 | 内 容 | 目標信 | 直項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| | 支援者の人材 | 育成 | | | | | | | | | | | | |
| | 105 | 支援者向け研修(再掲) | 依存症相談拠点機関において、依存症患者への相談支援を行う者を対象とした対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。また、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。 | | アルコール健康相談研修開催回数 | 1回以上/年 | 1回 | 1回 | 年1回 | 100% | A | アルコール健康相談研修 1回開催 「アルコール 依存の理解と支援者の 対版 について」 受講者数:106名 | アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。 | |
| | 106 | 地域生活支援研修・依 存症相談対応研修の実 施(再掲) | 依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、患者本人やその家族等に対応する機会がある職員(市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員)を対象とした研修を実施します。その中で、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関で実施した各研修について、様々な職種の支援者に参加いただけたと 判断したため。 | | | | | | В | ○生活又接明修 【北里大学病院】 実施日:令和7年3月13日 参加者数:99名 ○相談対応研修 【北里大学病院】 実施日:令和6年10月31日 | より多くの支援者に参加いただくため、周知方法の工夫が必要。 | 引き続き両機関と連携し、依存症への理解や対応 力を向上させる研修、セミナーを実施していく。 |
| | 107 | 生活保護関係職員への 研修(再掲) | 生活保護担当ケースワーカー及び査察指導員への研修等の機会を活用し、ケースワーカー等に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。 | | 【自己評価の理由 生活保護担当ケー 談機関・治療機関 ができた。 | ースワーカー及び | | | | | Α | | マ トロイン トロース マイス マイス マイス マイス マイス できる できる でいます できる | |
| | 108 | 県生活困窮者自立支援 制度都道府県研修事業 (再掲) | 県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。 | 0 | 研修回数 | 年1回 | 1 回 | 6 回 | 年6回 | 100% | Α | 研修を計6回実施し、延べ233名が参加した。 | 生活困窮者からの相談への対応実例や具体 的な支援の仕方など、より実務に近い支援の 在り方を研修に取り入れる必要がある。 | 支援員同士のネットワークづくりをより強固にするため、対面式での実施を基本とし、昨年度のアンケート結果も取り入れることで、より満足度の高い研修を行う。 |
| | 109 | 薬物乱用防止指導員へ の研修(再掲) | 薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、 薬物乱用防止指導員に対 して、ギャンブル等 依存症問題や相談機関・治療機関に関する知 識や情報を提供します。 | 0 | 開催数 | 年1回 | 1回 (令和元年度) | 1 回 | 1回/年 | 100% | Α | 薬物乱用防止教室指導者講習会 | 依存症に対する薬物乱用防止指導員の知識を 向上するため、講習会等で情報提供を続けて いく必要がある。 | 引き続き、薬物乱用防止指導員の研修の機会 を活用し、薬物乱用防止指導員に対して周知を 行うこととする。 |
| | 110 | 依存症医療研修(再掲) | 依存症治療拠点機関において、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。 | | 【自己評価の理由 依存症治療拠点板 | | 帯なく研修は実施 | 施できたが、参加 | 口者数が伸び悩 | んでいる。 | С | 連携し、県内の医師や看護師等の医療従事者を | と 神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と対 連携し、広く県内の医師や看護師等の医療従事者に受講していただけるよう、案内方法や講座内容の工夫が必要。 | |
| | 111 | 集団治療回復プログラ ムの普及(再掲) | 依存症から回復を目指す多くの方に対して、集 団治療回復プログラムを提供できるよう取り組 みます。 | | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関及び専門医療機関において、順調にプログラムを実施できていると判断したため。 | | | | | | Α | ○精神医療センター 【こいプロ(行動嗜癖)】 参加人数:167名 ※入院・外来 ○北里大学病院 【KIPP(北里依存/嗜癖クリベンションプログム】 参加人数:315名 ※入院・外来 ○その他の専門医療機関等でも治療プログラムを実施 ○プログラムによっては自助グループ等のス | 関係機関との連携が必要がある。 | 依存症治療拠点機関及び専門医療機関と連携し、 引き続き支援体制について検討していく。 |
| | 112 | 依存症治療拠点機関等 連携会議における検討 (再掲) | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | 【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有 や課題検討が行えた。 | | | | | | 、取組共有 | Α | 令和6年度 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライン | 依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠 点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に 関する課題等の共有し、見期に必要な表現が | 引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。 |

| | | | 構成施策 | 事 業 | | | 目 | 標 達 成 | 戈 状 況 | | | | | | | |
|--------|-----|--------|--|---|-----|--|-----------------|---------------|----------------|-----------------|-------------------------------------|--------------------------------|--|---|---|--|
| 大中月柱柱柱 | l N | No. 新規 | 施策名 | 内容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 (R8)(A) | 計画当初 時点(B) | 現 状(R6) (C) | 達成目安 (R6)(D) | 進 捗 度 (C/D) | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 | |
| | 才 関 | 関係機関との | D連携体制の強化 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | .13 新規 | 依存症治療拠点機関等 連携会議における検討 (再掲) | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理E 依存症治療拠点 や課題検討が行 | 機関である県立精 | 情神医療センタ− | -と連携し、会譲 | を年2回開催し | 、取組共有 | A | 令和6年度 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライン | 関する理算生のサカレ 日期に必要な支援が | 引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。 | |
| | 1 | .14 新規 | 県ギャンブル等依存症 対策推進協議会におけ る検討・連携(再掲) | 市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、本人やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理6 改定計画の取組 | 申】 状況や課題点につ | ついて、活発な意 | 意見交換ができ | たと判断したたる | め 。 | В | 開催回数:1回 日時:令和6年9月6日(金)14時30分~16時3 分 【議題】 (1)「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進 画」の進行管理について (2)依存症対策に係る本界の取組について (2)依存症対策に係る本界の取組について | 特に、インターネットを利用したギャンブル等依 存症対策に関する新たな取り組みについて検 | 引き続き。改訂計画の進捗状況を共有し、今後 の依存症対策の総合的な推進のため取組み 方法等を検討していく。 | |
| | 1 | .15 新規 | 市町村自殺・依存症対 策主管課長会議におけ る連携(再掲) | 本県における総合的な自殺対策及び依存症対 策を推進するため、県と管内市町村及び関係団 体等との連携・情報共有を図ります。 | | 【自己評価の理日県や自治体が実きたと判断したた | 施している取組に | ついて情報共有 | 頁・意見交換を行 | 「い、連携を深め | りることがで | Α | 日時: 〒和6年4月24日(水) 14:00~16:00 【議題】 | 特になし。 | 引き続き、県と管内市町村及び関係団体等と 連携し、情報共有を行う場として実施していく。 | |
| (2) | 自助 | グループ・ | 回復支援施設等の活動 | 力支援 | | | | | | | | | | | | |
| | ア_自 | 助グループ | プ・回復支援施設等の原 | 司知 | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | .16 | | ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。 | | 【自己評価の理6 順調にアクセス作 ため。 | 日】 ‡数が増加しており | り、今後県計画の | の目標数値の達 | 成が見込める。 | と判断した | В | 6年度の月別アクセス数 【4月】5,343件【5月】6,120件【6月】5,474件【7 月】5,636件【8月】5,171件【9月】5,510件【10月】 5,251件【11月】5,530件【12月】4,449件【1月】 5,332件【2月】5,280件【3月】5,359件 | 令和元年度から6年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。 今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるよう取り組む必要がある。 | 引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、7年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。 | |
| | 117 | | 自助グループ・回復支援 | 地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等について、地域関係機関に情報を開催している。 | | 【自己評価の理由】 かながわ依存症ポータルサイトにおいて各機関の情報提供を行っており、アクセス件数が増加しているため。 | | | | | | Α | 〇回復支援施設等の登録件数 39件 | かながわ依存症ポータルサイト以外の広報媒 体での周知 | 引き続き、かながわ依存症ポータルサイトを周知につとめ、それ以外の方法についても検討する。 | |
| | | | 施設の活動の周知 | ノ・凹後又抜 報理供し 活動の国知に取り組みます 📗 | | 【自己評価の理由】 研修や講演会、電話・面接相談などにおいて情報提供ができた。 | | | | Α | 依存症講演会、家族講座、電話相談や面接相談しおいて適宜情報提供をした。 | に 相談につながらない人へどのように情報を届ける か。 | 引き続き、機会をとらえ情報提供していく。 | | | |

(参考資料1)【令和6年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」の構成施策事業の進行管理台帳(R6~R8)

| | | 構成施策 | 事 業 | 目標達成状況 | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------|--|---|-------------------|---------------------------------|------------------------|--------------------|-------------------------|----------------|----|--|--|---|
| 大 中 項 柱 柱 目 | No DE | 規 施 策 名 | 内容 | 目標値 項 | 目 (R8)(| | | | | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| 1 | <u> </u> 自助グル- | −プ・回復支援施設等に対 | 対する支援 | | | | | | | I | | | |
| | | | 依存症相談拠点機関、依存症治療拠点機関等が実施するギャンブル等依存症の本人の回復 | 依存症治 頼し、体 を | 画の理由】 ☆療拠点機関におい 検談などをお話しい | て実施した講演会ただいた。 | 会において、回 | 復支援施設や家族 | 会に講師を依 | A | 令和6年度に依存症治療拠点機関(精神医療センター・北里大学病院)で実施の依存症シンポックム、家族講座、依存症セミナー等で当事者や家族会の方にご講演いただいた。 | プ等の活動を普及啓発できるよ いく必要がある。 | 引続き、研修や講座において講師依頼等を行い、連携を図る。 |
| | 118 | 自助グループ・回復支援 施設等との連携 | に関する内容を取り入れた講演会において、自助グループや回復支援施設等を通して回復者に講師を依頼することで、自助グループや回復支援施設等の活動を普及啓発できるように連携を図ります。 | 依存症公 | 画の理由】 ☆開講座や保健所と 話しいただいた。 | の会議において、 | 回復支援施設 | め職員に参加い <i>た</i> | たさ、体験談 | A | 依存症公開講座において、回復者の方に講師 依頼をした。 講師依頼する内容・ の活動を普及啓発・ 必要がある。 | や方法について自助グループ等 できるよう、今後も連携していく | 引続き、研修や講座において講師依頼等を行い、 連携を図る。 |
| | 119 | 自助グループ・回復支援 | 県内の自助グループや回復支援施設等が開催 する研修会の運営等の協力を通じて、その活動 を支援します。 | | 画の理由】 ∶や後援名義の承認 | 別により、支援団体 | なの活動を支援 | することができたと | :判断し <i>たた</i> | A | 〇令和6年度は3件の後援名義を承認した。 ・相模原ダルク10周年記念フォーラム ・ギャンブル依存症フォーラム(K-GAP等) ・回復の祭典「リカバリーパレード」(断酒会等) 〇回復支援施設、家族会のリーフレット等を県 警本部に提供した | する公益性の高いイベント等 | 引き続き、関係機関への資料提供や後援名義の承認により、支援団体の活動を支援する。 |
| | 119 | 施設等への支援 | また、自助グループや回復支援施設等が行う県民を対象とした公益性の高い取組について後援を行います。 | 神奈川県 | 画の理由】 と断酒連合会に事業 会の講演会につい | | | ☑別一般研修会に <u>†</u> | 茘力した。ひま | A | 酒害相談や家族会を行なう、神奈川県断酒連合会 | | これまでの連携を継続しつつ、新たな動きや関係作 りを進めていく。 |
| | 120 | | 令和2(2020)年度に、県内の依存症に係る相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等を対象に実施した「依存症に係る社会資源実態調査」の結果を元に、依存症患者支援の連携のあり方や、自助グループや回復支援施設等に対する支援のあり方についても検討します。また、様々な機関・団体との意見交換を行い、ギャンブル等依存症に関する課題意識を共有、取組につなげます。 | 依存症治 取組を実 | 画の理由】 ☆療拠点機関や相談 施できており、支援 | {拠点機関において 団体及び患者支持 | て、自助グルー 援につながって | -プ・回復支援施設 こいると判断したた。 | 等と連携した め、 | | 依存症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依 引き続き、実態調査存症対策推進協議会において課題共有、情報提供 症専門医療機関やを行い、連携強化につなげた。 機関等と検討をする | は行うのに話題に対して、依存依存症専門医療機関等の関係 | 引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存 症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症 対策推進協議会等で検討し、効果的な取組みにつ なげていく。 |
| | 121 | 依存症治療拠点機関等 連携会議における検討 (再掲) | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | 依存症治 | 画の理由】 療拠点機関である 討が行えた。 | 県立精神医療セン | ンターと連携し | 、会議を年2回開催 | し、取組共有 | A | 〒和0年度 | | 引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。 |
| 4 基盤 | · 整備 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 년 | 包括的な連携 | 携協力体制の整備 | | | | | | | | | | | |
| ア | 包括的な過 | 連携協力体制の構築 | | I do note | T07741 | | | | | I | | | |
| | 122 新 | 依存症治療拠点機関等 規 連携会議における検討・ 連携(再掲) | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | 依存症治や課題を | 画の理由】 ☆療拠点機関である 診討が行えた。 | 県立精神医療セン | ンターと連携し | 、会議を年2回開催 | し、取組共有 | A | 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライン) 提供できる体制を | | 引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。 |
| | 123 新 | 県ギャンブル等依存症 対策推進協議会におけ る検討・連携(再掲) | 市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等 を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推 進協議会」において、関係者同士が連携しなが ら、本人やその家族等が早期に必要な治療や 支援を受けられるよう検討し、取組につなげま す。 | 改定計画 | 画の理由】 Îの取組状況や課題 | 点について、活発 | そな意見交換 か | 「できたと判断した」 | ため。 | В | 開催回数:1回 日時:令和6年9月6日(金)14時30分~16時30 分 【議題】 (1)「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計 画」の進行管理について (2)依存症対策に係る本県の取組について (3)ギャンブル等依存症対策の普及啓発につ 日時:令和6年4月24日(水)14:00~16:00 | 小を利用したギャンブル等依 る新たな取り組みについて検 ^ヾ ある。 | 引き続き。改訂計画の進捗状況を共有し、今後 の依存症対策の総合的な推進のため取組み 方法等を検討していく。 |
| | 124 新 | | 本県における総合的な自殺対策及び依存症対 策を推進するため、県と管内市町村及び関係団 体等との連携・情報共有を図ります。 | 県や自治さたと判 | 西の理由】 合体が実施している呼がしたため。 | 取組について情報 | 战共有·意見交 | 喚を行い、連携を 没 | せいることがで | A | 日時:令和6年4月24日(水)14:00~16:00 【議題】 (1)自殺対策について 〇自殺者数の状況について 〇今後の自殺対策の取組について(県と市町村の連携等) 〇令和5・6年度地域自殺対策強化交付金事業等について (2)依存症対策について 〇本県の依存症対策について(概要説明) 〇神奈川県依存症関連計画について | | 引き続き、県と管内市町村及び関係団体等と 連携し、情報共有を行う場として実施していく。 |

(参考資料1) 【令和6年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」の構成施策事業の進行管理台帳(R6~R8)

| | | 構成施策 | 事業 | 目標達成状況 | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------|---|---|--------|----------------------------------|----------|---------|----------|----------------|--------|----------|--|--|---|
| 大 中 項 柱 柱 目 | | 施策名 | 内 容 | 目標値 | 項目 | 計画目標 | 計画当初 | 現 状(R6) | 達成目安 | 進捗度 | 判定 | 実績 | 課題 | 次年度の方向性 |
| | | | | | | (R8) (A) | 時点(B) | (C) | (R6) (D) | (C/D) | | | | |
| | 、材の確保 人材の確保 | | | | | | | | | | | | | |
| | ノイドリマンド氏が | | 依存症相談拠点機関において、依存症患者へ | | | | | | | | | | | |
| | 125 新規 | 支援者向け研修(再掲) | の相談支援を行う者を対象とした、対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。また、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。 | | アルコール健康 相談研修開催回 数 | 1回以上/年 | 1回 | 1回 | 年1回 | 100% | A | アルコール健康相談研修 1回開催 「アルコール 依存の理解と支援者の 対について」 受講者数:106名 | アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。 | |
| | 126 | 地域生活支援研修・依 <mark>存症相談対応研修</mark> の実 施(再掲) | 依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、患者本人やその家族等に対応する機会がある職員(市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員)を対象とした研修を実施します。その中で、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。 | | 【自己評価の理由 依存症治療拠点権 判断したため。 | | 研修について、 | 様々な職種の | 支援者に参加い | ただけたと | В | 〇生活文振研修 【北里大学病院】 実施日:令和7年3月13日 参加者数:99名 〇相談対応研修 【北里大学病院】 実施日:令和6年10月31日 参加者数:64名 | より多くの支援者に参加いただくため、周知方法の工夫が必要。 | 引き続き両機関と連携し、依存症への理解や対応 力を向上させる研修、セミナーを実施していく。 |
| | 127 新規 | 依存症医療研修(再掲) | 依存症治療拠点機関において、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。 | | 【自己評価の理由 依存症治療拠点 ^核 | _ | なく研修は実施 | 色できたが、参加 | 口者数が伸び悩 | んでいる。 | С | 神奈川県立精神医療センター及び北里大学病 連携し、県内の医師や看護師等の医療従事者: | 院と 神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と を対 連携し、広く県内の医師や看護師等の医療従事者 ・ター に受講していただけるよう、案内方法や講座内容の 工夫が必要。 | |
| | 128 | 依存症治療拠点機関等 連携会議における検討 (再掲) | 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理由 依存症治療拠点 や課題検討が行え | 機関である県立精 | 神医療センター | −と連携し、会譲 | 銭を年2回開催し | 、取組共有 | A | 令和6年度 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライ | 関する運動等のサカレ 日期に必要な支援が | 引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討 の場を設け、連携体制の強化を図る。 |
| (3) 割 | 遺査研究の推進 | 等 | | | | | | | | | ' | | | |
| ア | 調査研究の推 | 推進等 | | | | | | | | | | | | |
| | 129 | 国が実施する依存症実 態調査を踏まえた取組 | 国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実 態調査等の結果を踏まえ、本県におけるギャン ブル等依存症の実態把握や調査研究を推進 し、依存症対策の効果的な取組を図ります。 | | 【自己評価の理由 依存症専門医療植 族支援の取組にご | 機関連携会議や県 | | | 生協議会におい | て、患者・家 | A | 【依存症治療拠点機関連携会議(精神医療センター)】 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライン) 【県ギャンブル等依存症対策推進協議会】 第1回:令和6年9月6日(金)14時30分~16時3 | 引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存 症専門医療機関や依存症専門医療機関等の関係 機関等と検討をする必要がある。 | 引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存 症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症 対策推進協議会等で検討し、効果的な取組みにつ なげていく。 |
| | 130 | | 令和2(2020)年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」や、国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえて、ギャンブル等依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられるよう、相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援のあり方を検討し、取組につなげます。 | | 【自己評価の理由 依存症専門医療 族支援の取組につ | 機関連携会議や県 | | | 進協議会におい | て、患者・家 | A | 【依存症治療拠点機関連携会議(精神医療センター)】 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライン) 【県ギャンブル等依存症対策推進協議会】 第1回:令和6年9月6日(金)14時30分~16時3 | 引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存 症専門医療機関や依存症専門医療機関等の関係 機関等と検討をする必要がある。 | 引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存 症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症 対策推進協議会等で検討し、効果的な取組みにつ なげていく。 |